

雇児発 0329 第 16 号  
社援発 0329 第 22 号  
老発 0329 第 24 号  
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老健局長

(公印省略)

「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に  
対する指導監督の徹底について」の一部改正について

社会福祉法人に対する指導監査等については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 488 号、社援発第 1275 号、老発第 275 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、ご了知の上、適切な法人指導監査等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市(特別区を含む。以下同じ。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを併せて通知します。